

47. 101. 05

商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な 関連性を有することについて

1. 地域団体商標を構成する地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有するものでなければならない。

実際に団体や構成員が、出願に係る商標をどのような商品（役務）に使用し、その商品（役務）が商標中の地域の名称とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、書類の提出を求めることにした（商第7条の2第4項）。

なお、共同出願の場合は出願人全員について書類の提出が必要となる。

2. 上記1. の書類の有無についての確認は、方式審査事項である。

3. 上記1. の書類の提出はあるが、その書類によっては、商標中の地域の名称が、商品の産地又は役務の提供地等、商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性が認められないため、商第7条の2第2項にいう「地域の名称」に該当せず、結果として、商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなるものと認められない場合は、商第7条の2第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)